

社会福祉法人男鹿保育会の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人男鹿保育会定款（平成24年10月制定）第5条に規定する評議員及び第15条に規定する理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等が理事会及び評議員会に出席した場合並びに監査の実施及び業務の執行等に従事した場合には、1日につき6,000円の報酬を支給する。

(費用弁償の額)

第3条 役員等の費用弁償の額は、社会福祉法人男鹿保育会旅費規程により計算した額とする。

(重複支給の排除)

第4条 常勤の職員が役員等の職を兼ねるときは、常勤の職員として受ける旅費相当の費用を弁償するものとし、報酬は支給しない。

(報酬の支給及び費用弁償の方法)

第5条 役員等の報酬の支給及び費用弁償の方法については、支給日を除き職員の例による。

附 則

この規程は、平成24年11月8日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。